

法第15条第1項に基づく医師の指定に関する障害分野に対応する診療科目

診療科目	障害分野	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声、言語機能障害	そしゃく機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	HIV免疫機能障害 ^{注4}	肝臓機能障害
内科														
呼吸器内科														
循環器内科														
消化器内科														
心臓内科														
血液内科														
気管食道内科														
胃腸内科														
腎臓内科														
神経内科		注2	注3											
感染症内科														
人工透析内科														
肝臓内科														
外科														
呼吸器外科														
心臓血管外科														
心臓外科														
消化器外科														
小児外科														
気管食道外科														
整形外科														
脳神経外科		注2	注3											
形成外科														
移植外科														
胸部外科														
腹部外科														
肝臓外科														
リウマチ科														
小児科														
泌尿器科														
小児泌尿器科														
産婦人科														
婦人科														
眼科														
耳鼻いんこう科														
リハビリテーション科														
小児眼科														
小児耳鼻いんこう科														
気管食道・耳鼻いんこう科														
呼吸器科		注1												
消化器科		注1												
胃腸科		注1												
循環器科		注1												
気管食道科		注1												

(注1) 平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り引き続き標榜することが認められている。

(注2) 視覚障害)眼科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

(注3) 聴覚障害)耳鼻科以外の診療科にあっては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

(注4) HIV免疫機能障害)エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。